

○北見工業大学における研究活動に係る不正行為に関する規程

(平成 19 年 3 月 1 日北工大達第 16 号)

改正 平成 19 年北工大達第 121 号 平成 24 年 3 月 14 日

平成 25 年 3 月 22 日

平成 26 年 12 月 25 日

平成 27 年 7 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北見工業大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正行為の防止及び対応について、「科学者の行動規範について」(平成 18 年 10 月 3 日日本学術会議制定 平成 25 年 1 月 25 日改訂)を尊重するとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正)」及びその他の関係法令通知等に基づき必要な事項を定め、学長の責任とリーダーシップの下で適正な運営及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、研究活動の「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ(報告を含む。)及び研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為に該当しない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不正使用 実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正及び実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究に対する資金を配分した機関が定める規程等及び学内規則等に違反する経費の使用をいう。

2 この規程において、研究活動の「不適切行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ(報告を含む。)及び研究費の使用における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、学術雑誌等の投稿規定を満たし、二重投稿と解されないものは除く。
- (2) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。
- (3) 研究費の不適切使用をすること。
- (4) その他研究倫理に反する行為をすること。

3 この規程において「研究費」とは、文部科学省並びに文部科学省が所管する独立行政法人又はその他の機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、運営費交付金、寄附金及び補助金等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

4 この規程において「構成員」とは、役員、職員(非常勤職員を含む。)、民間等共同研究員及び資金配分機関から競争的資金の配分を受けた学生等、本学の運営管理に携わる全ての者をいう。

5 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う者をいう。

6 この規程において「部局等」とは、国立大学法人北見工業大学組織規則で定める各学科、共通講座、各専攻、各機構、保健管理センター、各教育研究推進及び学生支援組織、技術

部及び事務局をいう。

7 この規程において「部局等の長」とは、前項に規定する部局等の長をいう。

(最高管理責任者)

第 3 条 本学の運営・管理における最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、本学全体の研究活動の不正防止の取組を推進しなければならない。

3 最高管理責任者は、研究活動の不正行為を防止するための環境及び体制の構築を図り、不正防止対策の基本方針を策定・周知し、適正な運営・管理を維持するため必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正防止に関する運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示の下、不正防止対策の基本方針に基づき本学全体の研究活動の不正防止について具体的な対策の策定・実施及び実施状況の確認を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 統括管理責任者の指示の下、研究活動の不正防止に係る具体的な対策を実施する責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策の実施状況を確認し、統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、研究活動の不正防止を図るため、構成員に対し、本学の不正防止に関する方針及び各種規則等を周知するための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施し、受講状況の管理監督を行う。

4 コンプライアンス推進責任者は、本学の研究活動に関わる者を対象として、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究者研究倫理教育」という。）に関するプログラムを履修させ、受講状況の管理監督を行う。

5 コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じた改善指導を行う。

(コンプライアンス推進副責任者)

第 6 条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、各部局等における研究活動の不正防止に係る業務を実施するものとしてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を置き、各部局等の長をもって充てる。

(不正防止対策室)

第 7 条 研究活動の不正防止に係る具体的な対策を推進するため、不正防止対策室を置く。

2 不正防止対策室は、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」の第 2 節及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正）」の第 2 節から第 5 節において示された基準を検討し、実施する。

3 不正防止対策室に室長、副室長及び室員を置く。

(1) 室長は、コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

- (2) 副室長は、研究協力課長及び財務課長をもって充てる。
- (3) 室員は、室長の指名する職員をもって充てる。

(環境の整備)

第 8 条 研究活動の不正防止に関する規程及び体制の整備にあたっては、業務の実態と職務権限等に乖離がないか、構成員にとってわかりやすいルールであることを定期的に確認し、必要に応じて適切に見直しを行い、周知を図るものとする。

- 2 研究活動の不正防止に関する取組及び規則等についての相談に適切に対応するための相談窓口を、研究協力課長及び財務課長とする。

(教育の実施)

第 9 条 研究活動の不正防止のため、構成員にコンプライアンス教育を定期的実施する。

- 2 コンプライアンス教育の実施後には、不正行為を行わないこと等を明記した誓約書（別記様式第 1 号）を提出させ、保管する。
- 3 本学の研究活動に関わる者を対象として、研究倫理教育を定期的実施する。

(構成員の責務)

第 10 条 構成員は、関係規程等を遵守し、不正行為及び不適切行為を行ってはならない。

- 2 構成員は、最高管理責任者が指定する教育を受けなければならない。

(通報窓口の設置)

第 11 条 本学における研究活動の不正行為に関する通報・相談（以下「通報等」という。）を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を研究協力課長とする。

- 2 本学外の通報窓口を国立大学法人北見工業大学公益通報者保護規程第 3 条第 2 項に規定する公益通報・相談窓口とする。
- 3 通報等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談等による。
- 4 通報窓口は、通報を受けた場合は遅滞なく最高管理責任者へ報告する。

(通報等の取扱い)

第 12 条 通報は原則として、実名等身分を明らかにすること（以下「顕名」という。）により行われるものとし、不正行為を行ったとする構成員・グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報があった場合、最高管理責任者は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

- 2 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対しては、最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に対して警告を行う。
- 3 報道、会計検査院及び学会等の科学コミュニティから不正行為の疑いが指摘された場合又はインターネット上に本学に係る不正行為の疑いが掲載されていることを本学が独自に把握した場合は、第 1 項に規定する通報を受け付けたものとして取り扱う。
- 4 通報の意思を明示しない相談については、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合、相談者に対して通報の意思の有無を確認する。ただし、通報の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。
- 5 本学以外の機関に係る内容の通報等があった場合には、当該機関へ回付する。

(通報者・被通報者の取扱い)

第 13 条 最高管理責任者は、通報等の内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対し、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱

いは行わない。

- 4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止又は解雇その他不利益な取扱いを行わない。

(通報等に係る事案の調査)

- 第 14 条 最高管理責任者は、第 12 条の規定による通報を受けたときは、当該部局等の長に通知するとともに、当該通報等がなされた事案について必要な調査を行わせる。

(予備調査委員会)

- 第 15 条 最高管理責任者は、構成員に係る研究活動の不正行為の通報内容の合理性、調査可能性について予備調査を行わせるため、予備調査委員会を置く。

- 2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 被通報者が所属する部局等の長又は最高管理責任者が指名する者

- (2) 次項に規定する予備調査委員会委員長が指名する者 若干人

- 3 予備調査委員会に委員長を置き、前項第 1 号に規定する者をもって充てる。

- 4 予備調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

(予備調査)

- 第 16 条 予備調査委員会委員長は、通報事案について、予備調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。

- 2 予備調査委員会は、通報事案について本調査の適否を判断し、通報受付後原則として 30 日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。

- 3 最高管理責任者は予備調査の結果を踏まえ、直ちに本調査を行うか否かを決定し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関がある場合は、当該機関に調査の要否を報告する。

- 4 本調査を行わない場合、最高管理責任者は、その理由を付記し通報者に通知するとともに予備調査の資料を保存し、通報者の求めに応じ開示する。

(本調査)

- 第 17 条 最高管理責任者が本調査すべきものと判断した場合、前条第 2 項の報告が行われた日から原則として 30 日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない学外の有識者とする。

- (1) 最高管理責任者が指名する副学長

- (2) 被通報者が所属する部局等の長又は最高管理責任者が指名する者

- (3) 当該被通報者に係る研究分野の専門知識を有する者 若干人

- (4) 学外の有識者（弁護士・公認会計士・研究経験を持つ者等） 若干人

- (5) 次項に規定する調査委員会委員長が必要と認めた者

- 3 調査委員会に委員長を置き、前項第 1 号に規定する者をもって充てる。

- 4 研究費の不正使用に関わると判断され、調査委員会が必要と認めたときは、研究協力課長、財務課長を委員に加えることができる。

- 5 調査委員会委員のうち通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

- 6 最高管理責任者は、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。通報者及び被通報者は、通知された日から 2 週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあつた場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

- 7 本調査の開始を決定した場合、最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、

当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省（以下「関係機関」という。）に調査方針、調査対象及び方法等について報告又は協議する。

- 8 本調査は、不正の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、研究費不正使用の相当額等について、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 9 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究活動を含めることができる。
- 10 調査委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究に関して、被通報者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取及びその他調査に必要な事項を求めることができる。また、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第 18 条 調査委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認する場合には、研究成果については自己の責任において当該研究の科学的適正な方法と手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示し、研究費の使用については自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法と手続に則って行われたことを関係書類等を示して説明しなければならない。

- 2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在、勤務時間を確認する資料、支払い関係書類等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は第 28 条で規定する研究データの保存期間を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

（認定）

第 19 条 調査委員会は、本調査開始後、原則として 150 日以内に、調査内容について、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。

- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（最高管理責任者への報告）

第 20 条 調査委員会は、速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告する。

（調査結果の通知及び報告）

第 21 条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、関係機関に対して、通報の受付から原則 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、被通報者等が関わる他事案の状況、再発防止計画等必要事項をまとめ報告する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係機関に提出

する。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係機関に報告する。
- 3 関係機関から請求があった場合、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び中間報告を提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧又は現地調査に応じる。
- 4 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者は通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 22 条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知を受けてから 2 週間以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、関係機関に報告する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、関係機関にも報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員の交替若しくは追加又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは原則として 50 日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として 30 日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、再調査結果を、通報者、被通報者等及び関係機関に通知する。また、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関及び関係機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関及び関係機関に通知する。
- 5 再調査を開始した場合は、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

(調査結果の公表)

第 23 条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したとき、速やかに不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定したとき、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属を併せて公表する。
- 4 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合について、通報者及び被通報者の了解を得て、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合はただちに公表することがで

きる。

(調査中における一時的措置)

第 24 条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第 25 条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学に所属するとき、最高管理責任者は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づく処分及び刑事告発等必要な措置を講ずる。

2 最高管理責任者は、関係機関から研究費の返還命令を受けたとき、被通報者等に当該金額を返還させる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第 26 条 不正行為が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、本調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者について、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたとき、通報者が本学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講じ、他機関に所属する場合は当該機関長へ通知する。なお、その他の者の場合はその他必要な措置を講じ適切な処置を行う。

(保存する研究データ及び公開)

第 27 条 研究者は発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を確保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データを保存し、第三者から検証の目的で研究成果及びその研究データに関して問い合わせがあった場合、研究者の責任で誠実かつ適切に対応し公開しなければならない。

2 保存対象とする研究データは、研究者が外部に発表した研究成果に関するものとする。

3 研究者の研究成果に関する研究データとして保存するデータは、不正を指摘された際に科学的根拠をもって不正が無いことを証明することができると考えられるものを研究者が自ら決定する。

4 学生の研究成果に関する研究データとして保存するデータは、前項に準じて指導教員の責任のもと決定する。

5 複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、本条第 3 項の観点に準じ、研究者が担当した部分について証明が可能な研究データを保存する。

(研究データの保存期間)

第 28 条 前条で規定する研究データの保存期間は、次の各号によるものとする。

(1) 文書、実験データ、数値データ、画像等の「資料」は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等については、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することができる。

(2) 試料や装置等の「もの」は、保存・保管が本質的に困難なもの及び保存に多大なコストがかかるものの場合を除き、原則として、当該論文等の発表後 5 年間とする。

2 研究分野の特性により、前項に規定する期間を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができる。

3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定める。

ただし、法令等の保存期間が第1項に規定する期間未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、第1項の規定によるものとする。

4 共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定める。

(研究者の異動・退職時の研究データの取扱)

第29条 他機関への異動等により本学を離れる者(以下「学外への異動者」という。)及び定年等により退職する者(以下「退職者」という。)が管理する研究データは、原則本学が継続して管理・保存するものとする。

2 学外への異動者及び退職者は、他機関で研究を継続する等の理由で自らの研究データを学外に持ち出す場合、最高管理責任者に申請し、承認を得て持ち出すことができる。

3 学外への異動者及び退職者は、本学に残し若しくは学外に持ち出した研究データについて、不正が指摘された際並びに第三者から検証の目的で研究成果及びその研究データに関して問い合わせがあった場合に適切に対応する責任を負う。

4 学外への異動者及び退職者は、研究データを学外へ持ち出す場合、当該研究データの保存期間について適切に保存する責任を負う。

5 コンプライアンス推進責任者は、研究データの管理・保存方法について事前に学外への異動者及び退職者と協議し、決定する。

6 学外への異動者及び退職者が残し、本学が継続して管理・保存することとした研究データについては、第28条で規定する保存期間の中で管理し、保存期間経過後は適切に破棄する。なお、研究データは研究者個人のアイデア及びノウハウ等が含まれるものであることから、不正が指摘された際並びに第三者から検証の目的で研究成果及びその研究データに関して問い合わせがあった場合以外に使用してはならない。

(守秘義務)

第30条 この規程における研究活動の不正行為への対応に携わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(庶務)

第31条 この規程に関する庶務は、研究協力課において行う。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成19年北工大達第121号)

この規程は、平成19年11月8日から施行する。

附 則(平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日)

1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。

2 第27条、第28条及び第29条の規定する研究データの管理・保存等については、平成27年4月1日以降に発表された研究成果に適用する。

3 北見工業大学研究費等管理規程(平成19年12月14日北工大達第128号)は、廃止す

る。

附 則(平成 27 年 7 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 7 月 29 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

年 月 日

北見工業大学長 殿

所属 _____

氏名 (自署) _____

誓 約 書

私は、北見工業大学の構成員として、下記の事項について誓約します。

記

1. 本学が定める諸規則及びその他関係する法令・通知等を遵守し、研究活動における不正行為を行わないこと。
2. 諸規則に違反して不正行為を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負い、その損害を賠償すること。
3. 取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動すること。
4. 研究活動に携わる場合には、北見工業大学における研究活動の不正防止に関する規程第 27 条から第 29 条に定める研究データの保存及び公開に関する規定を遵守し、適切に研究データを取り扱うこと。